

## 指定科目の確認審査における判定の留意点（例示）について

平成 28 年 3 月 31 日  
建築士試験指定科目確認審査委員会

指定科目の確認審査は、学校等の課程から提出された確認申請書及びシラバス等の添付資料を基に、国土交通大臣の指定する建築に関する科目（平成 20 年 6 月 16 日国土交通省告示第 740 号～第 744 号）及び「指定科目確認審査基準」に該当するかどうかの確認を行っています。また、確認審査に当たっては、以下の事項（例示）について特に留意して判定を行っていますので、更新申請（新規申請・変更申請）の際の参考としてください。

なお、確認審査においては、必要に応じて当委員会から学校等へ授業内容等に関する質疑・要請を行う場合があります。

### 申請試験区分「一級建築士試験」及び「二級・木造建築士試験」共通事項

○授業内容が次のものとなっているかどうかを確認する。

- ・「①建築設計製図」…住宅・建築物を主たる題材としているか。最終的に建築図面の作成に至っているか。複数の科目が開講されている場合は各科目の関係が異なる内容であるか又はステップアップする内容となっているか
- ・「②建築計画」…住宅・建築物の計画に関する題材が過半を占めているか  
住宅・建築物の計画に関する題材が過半を占めていない科目（都市計画等）で、「住宅・建築物の周辺の空間の計画」に関する題材を含めると過半を占める科目（以下「建築＋周辺計画」科目という。）となっているものについては、該当するものとする。ただし、「②建築計画」の科目構成が「建築＋周辺計画」科目のみの場合は、該当しないものとする。
- ・「③建築環境工学」…住宅・建築物の室内環境に関する題材が過半を占めているか
- ・「④建築設備」…住宅・建築物の設備に関する題材が過半を占めているか
- ・「⑤構造力学」、「⑥建築一般構造」、「⑦建築材料」…建築設計・工事監理等の建築士の業務に関する知識、能力の養成に資するものとなっているか（必ずしも建築物を題材としたものに限らない。）
- ・「⑧建築生産」…建築設計・工事監理等の建築士の業務に関する知識、能力の養成に資するものとなっているか（必ずしも建築物を題材としたものに限らない。）。開講科目のいずれかに、建築物等の工事施工に関するものが含まれているか
- ・「⑨建築法規」…建築基準法及び関連法規に関する題材が過半を占めているか
- ・「⑩その他」…上記の①～⑨の指定科目に該当しないが、建築設計・工事監理等の建築士の業務に関する知識、能力の養成に資するものとなっているか
- ・卒業設計、卒業研究については、指定科目の対象としない

### 申請試験区分「一級建築士試験」の場合

○上記「共通事項」に追加して、開講科目のいずれかに、次の内容が含まれているかどうかを確認する。

- ・「①建築設計製図」…木造及び非木造の両方の建築物（共同住宅、事務所等）を対象としたもの
- ・「⑤構造力学」…不静定構造物を対象とした構造力学に関するもの
- ・「⑥建築一般構造」…木造及び非木造の両方の建築物等の構法に関するもの
- ・「⑧建築生産」…木造及び非木造の両方の建築物等の工事施工に関するもの